

## 長崎県看護協会 講師人材登録事業運営要領

### 1. 目的

高い専門性を有する看護職員が、看護職の質向上及び県民の健康づくりに貢献できる人材として長崎県看護協会（研修センター）に登録し、その専門性を活かし社会貢献に寄与する。

### 2. 対象及び条件

- 1) 長崎県看護協会会員とする。

### 3. 人材登録について

#### 1) 登録者の種類

- (1) 専門看護師、認定看護師、認定看護管理者 (資格取得者)
- (2) 特定の領域に精通した看護職者（介護、看護、健康相談、進路相談 等)  
人材登録基準等（下記のいずれかの項目に該当すること）
  - ①看護基礎教育で担当分野の講義・指導等を3年以上実施している。
  - ②継続教育等で担当分野の講演等を数回実施している。
  - ③院内教育で担当分野の講義・指導等を3年以上担当している。
  - ④地域住民等を対象としてある領域の講義・指導等を3年以上している。

#### 2) 登録者の活動内容

- (1) 長崎県看護協会の研修等の講師、演習指導者等
- (2) 県民の健康づくり教室や研修会での講師
- (3) まちの保健室事業等の健康相談
- (4) 施設や会員の専門的相談への対応
- (5) その他地域への支援事業 等

#### 3) 登録及び更新・抹消

- (1) 「人材登録申請書」（様式1）に記入し、施設管理者をとおして長崎県看護協会へ提出する。
- (2) 個人登録の場合は、「人材登録申請書」（様式1）に記入し直接長崎県看護協会へ提出する。
- (3) 登録者は、長崎県看護協会のホームページ上で公開をする。
- (4) 登録者は、「人材登録申請書」の内容に変更が生じた場合には「人材登録申請内容変更届」（様式2）を長崎県看護協会へすみやかに提出する。
- (5) 登録者の更新は、年1回(10月)とし、更新の継続意思確認を9月に案内する。
- (6) 登録抹消は、本人より「人材登録抹消届」（様式3）の提出をもって登録を抹消する。

### 4. 審査・決定

提出された申請書について、長崎県看護協会業務執行理事会で選考基準に基づき、審査・決定する。

### 5. 登録決定通知

登録の決定は、申請者に郵送にて通知する。

## 6. 経費等

- 1) 講師謝礼等は、原則、長崎県看護協会「講師等の報酬及び費用弁償に関する規程」による。  
講師 5000 円／時間 演習等の指導者 2500 円／時間 交通費は公共交通機関による実費を基準とするが、双方の合意で決定する。

## 7. 講師依頼と研修等の実施

- 1) 講師（人材）派遣を希望する場合には、長崎県看護協会ホームページ上で「講師（人事）登録・派遣」にある「登録者一覧」で確認をする。
- 2) 希望する講師や所属施設宛に連絡をして、講師との折衝をする。  
依頼内容（研修のテーマや内容、研修日程や時間、実施場所）と、講師謝礼等について了承を得る。
- 3) 講師依頼の文書を送付する。
- 4) 研修会の運営
- 5) 講師謝礼や交通費の支払い（口座振り込みや当日支払など）
- 6) 研修終了後は、講師へお礼の文書を送付する。

## 8. その他

- 1) 登録や抹消届など、提出された書類等は返却しない。

附則 この要項は平成24年12月1日より施行する。

この要項は平成28年4月1日より施行する。

この要項は令和3年12月2日より施行する。